

【サイト運営アウトソーシング・サービス利用約款】

第1条 目的及び契約の種類

本約款は、株式会社GeeSolutions(以下「当社」という)が提供するサイト運営アウトソーシング・サービスの利用(以下「本サービス」という)を目的とする契約(以下「利用契約」という)の内容等について定める。

2 本契約は準委任契約とする。

第2条 用語の定義

利用契約で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- ① 利用者： 利用者とは、本約款を承諾の上、所定の手続きに従い、本サービスを申し込み、当社が加入の申し込みを承諾した者のことをいう。み、当社が加入の申し込みを承諾した者のことをいう。
み、当社が加入の申し込みを承諾した者のことをいう。
- ② ヘルプデスク： 利用契約を締結した会社・団体等が定めた運営担当者等からの、対象となるサービス、設備及び機器等の技術、運営等に関する電話、メール等での問い合わせに回答するサービスをいう。
- ③ リモートサービス： 利用契約を締結した会社・団体等が定めた運営担当者等からの申告に基づいて、対象となるサービス、機器等にリモートでアクセスし、設定・稼働状況を確認及び設定等の変更を行うサービスをいう。
- ④ サイト修正・運営作業代行： 利用契約を締結した会社・団体等が定めた運営担当者等からの指示に基づいて、対象となるサイトの画面／コンテンツ／機能の修正、およびサイトの運営に係る利用者の作業を代行するサービスをいう。
- ⑤ 問合せ一次受付： サイトに関する第三者(以下「問合せ者」という)からのメールでの問い合わせの一次受付を当社が受付けるサービスをいう。

第3条 本サービスの利用

本サービスの内容は次の各号の1つまたは複数とし、その詳細は別途定める。

- ① 運営サポートプラン ライト
- ② 運営サポートプラン I
- ③ 運営サポートプラン II
- ④ 運営サポートプラン III
- ⑤ 従量課金サービス

- ⑥ 特別割引料金サービス
 - ⑦ その他利用者の要望に基づいて組み合わせたサポートサービス
- 2 以下の場合、当社は利用者となろうとする者による契約の申し込みを承諾しないことがある。
- (1) 利用者となろうとする者が、反社会的勢力であるとあらかじめ判明している場合
 - (2) その他、承諾することにより当社の業務に支障が生じる、もしくはそのおそれがあると当社が判断した場合
- 3 利用者は本約款に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできない。

第4条 本サービスの申し込み

利用者は本サービスを申し込む際には別途定める申込書で申し込みを行うものとする。

- 2 当社は、利用者の申し込みを承諾した場合は、利用者にサービス開始通知(以下「開始通知」という)を提出するものとし、開始通知で本契約は成立するものとする。
- 3 本サービスの利用に際して必要となる取引条件及び本約款と異なる事項(以下「個別契約」という)を、申込及び開始通知によって定める事ができる。なお、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。

第5条 本サービスの開始日

本サービスの開始日(以下「サービス開始日」という)は、当社が利用者に対し発行するサービス開始通知に記載された日付とする。

第6条 利用契約の有効期間

利用契約の有効期間は、サービス開始日から起算して1年とする。

- 2 利用契約は利用者からの解約の申し入れがあった場合を除き、同内容にて1年間自動的に更新されるものとし、以降同様に更新されるものとする。

第7条 費用

本サービスの利用者は当社に対し、当社が別途定めた本サービスの対価として受け取る利用料およびこれらにかかる消費税(地方消費税を含む。以下これらを総称して「サービス利用費用」という)を当社が別途定めた方法に従い支払う。

- 2 本条における支払いに付随する費用は利用者が負担する。

第8条 遅延損害金

利用者が前条の費用の支払いを遅延した場合は、当社は利用者に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年利14.6%の遅延損害金を請求できる。

第9条 費用の支払日

利用者はサービス利用費用を当社が発行する請求書に記載した期日までに支払わなければならない。

第10条 費用の返金

利用者の過剰入金などにより、当社から利用者に対してサービス利用費用の返金の必要が生じた場合、利用者は当社に対し利用者の銀行口座等の情報(以下「支払い先の情報」という)を速やかに提供する。また、利用者は次の各号の内容を予め承諾する。

- (1) 利用者が当社に対して支払い先の情報を提供しない、利用者の連絡先を変更したにもかかわらず当社にその旨を伝えていない等の事由により、当社が利用者に対してサービス利用費用を返金できない場合、当社は利用者に対して一切責任を負わない。
- (2) 当社が利用者に対して費用を返金できない状態が入金日より1年間続いた場合、利用者はサービス利用費用の返金を受ける権利を放棄したとみなす。それ以降利用者が当社に当該費用の返金を請求したとしても当社は返金する義務を負わない。
- (3) 返金の際の振込手数料については利用者の負担とする。

第11条 解約

利用契約の有効期間満了の1ヶ月前までに契約当事者の一方から、その他方に対して当社指定の解約申請書より利用契約の解約の申し入れがあった場合、有効期間の満了をもって利用契約は終了する。

2 本条項における解約通知日は、当社指定の解約申請書を利用者または当社が受領した日とする。

第12条 本サービスの一時停止

当社は、天災事変その他の非常事態が発生したときは利用者に予告なく本サービスを一時停止させることができる。

第13条 利用者の資格喪失

以下の場合、当社は直ちに本サービスの利用を停止し、利用契約を解約することができる。

- (1) 利用者が料金の支払を怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (2) 利用者が第7条の規定に従わず本サービスを正しく利用しなかった場合
- (3) 利用者が故意もしくは重大な過失により本約款に違反した場合

第14条 免責

当社の過失の有無を問わず、当社は利用者に対して次の各号に掲げる事実につき責任を負わない。

- (1) 利用者と第三者との間の金銭上の争いをはじめとする、一切の争い。
- (2) 本サービスの履行によって利用者に生じた一切の損失、損害。
- (3) 本サービスの解約によって生じた損失、損害。
- (4) 本サービスの停止によって生じた損失、損害。
- (5) 当社が提供した情報に基づいて利用者が行動した結果の損失、損害。
- (6) 前各号の他、本サービスの利用によって生じる損失、損害。

第15条 反社会的勢力の排除

反社会的勢力とは、以下の定義(詳細は、犯罪対策閣僚会議平成19年6月19日公表「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を参照のこと)に該当する者および団体とする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 政治活動、社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 反社会的勢力共生者

2 当社は、利用者が次の各号に該当すると当社が判断した場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができる。

- (1) 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合
- (2) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して、以下の行為を行った場合
 - ① 違法なあるいは相当性を欠く不当な要求
 - ② 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
 - ③ 情報誌の購読など執拗に取引を強要する行為
 - ④ 被害者団体など属性の偽装による当社への要求行為
 - ⑤ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(通称「暴力団対策法」)で禁止されている行為
- (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である、または、関係者である旨を伝えるなどした場合

3 当社は、前項により利用契約を解約したことにより、利用者に損害が生じたとしても、一切の損

害賠償を負担しない。

第16条 再委託

当社は、当社の責任において、各個別業務の一部を第三者に再委託することができる。

2 当社は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本約款に基づいて当社が本約款に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせるものとする。

3 当社は、再委託先の履行について利用者の責に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

第17条 機密の保持

利用契約の有効期間中か終了後であるかを問わず、当社および利用者(以下、情報の受け手を「受領者」という)はあらかじめ相手方(以下、情報の送り手を「開示者」という)の書面による承諾を得ない限り、本約款の履行に際して知り得た開示者の販売上、技術上その他の業務上の情報を第三者に開示し、または利用契約の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りではない。

- (1) 開示または知得の際に、受領者が既に保有し、または公知であった情報
- (2) 開示または知得後、受領者の責によらず、公知となった情報
- (3) 開示または知得した情報を参照することなく、受領者が自ら独自に開発した情報
- (4) 開示または知得後、受領者が機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

2 受領者は、第1項の規定にかかわらず、適用法令、証券取引所の規則、裁判所の判決・決定・命令または行政当局の決定・命令・指導に基づき機密情報の開示または提供を義務付けられる場合には、開示者に対して開示または提供の必要性について速やかに通知するとともに、情報の機密性が最大限確保されるような方法により、機密情報の開示または提供を行うことができるものとする。

3 受領者は、利用契約に定める義務と同等以上の機密保持義務を課した上で、自己の役員および従業員ならびに受領者が起用する弁護士、公認会計士、税理士に本情報を開示することができる。

4 第三者により対象設備における保管情報の改竄が行われた場合には、当社の調査により当該第三者による改竄行為につき当社の責に帰すべき事由があることが明らかでない限り、利用者は当社が対象設備の管理をしている旨を第三者に開示してはならない。

第18条 商標等

利用者は、当社の商標、商号または標章等(以下「当社の商標等」という)が当社の排他的権利であることを理解し、当社の事前承諾なく当社の商標等を使用してはならない。

- 2 利用者は当社の商標等について、当社の権利を損なうような行為を一切行ってはならない。
- 3 利用契約は当社の商標等についていかなるライセンスをも明示黙示を問わず承諾するものではない。

第19条 本サービスの廃止

当社は1ヶ月前までに当社の定める方法でその旨を利用者に知らせることにより、本サービスの全部または一部を廃止することができる。なお、サービスの廃止により利用者に生じた損害については一切の責任を負わない。

第20条 利用者の連絡先の変更

利用者はその商号、担当者名、住所、電話番号または電子メールアドレスなどに変更があったときは、当社に対し速やかにその旨を当社所定の方法で届け出なければならない。

- 2 前項の届出がなく、申込時に通知された連絡先に連絡が取れないことにより引き起こされる損害(例えば、当社からの電子メールによる請求書の不到達による支払遅滞等の事由により、サーバーが停止されることによる損害など)に対して、当社は一切の責任を負わない。

第21条 契約上の地位の承継

利用者である法人の合併(破産の原因たる事実が生じるおそれがあること、事業の継続に支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないこと等の事由による合併や事業譲渡が含まれる)により、利用者たる地位が他の法人に承継されたとき、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかにその旨を申し出なければならない。

第22条 本約款の変更

当社は本約款の内容を利用者に対して予告なく変更することができる。利用者は本サービスの内容および条件について変更後の約款に従うことに同意するものとする。

- 2 当社は変更された約款を当社のホームページ上に掲載して告知を行う。また、変更内容および条件が本サービスの基本的な事項に関わる場合、当社の定める方法で利用者に通知する。

第23条 本約款の優先性

本約款は利用契約締結前の一切の口頭における約束や当社と利用者との間で合意した文書に優先する。

第24条 準拠法

本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第25条 協議事項

本約款に定めのない事項または本約款の各条項につき疑義が生じた場合には、当社と利用者は誠意をもって協議の上解決しなければならない。

第26条 裁判管轄

本約款につき紛争が生じた場合には東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

付則

本約款は平成23年3月1日から施行される。

平成23年3月1日制定

平成23年4月1日改正